

高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するため、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進要綱」という。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、交付金の交付対象として知事が認める事業（以下「交付金事業」という。）に係る経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金事業、交付対象経費及び交付率)

第3条 前条に規定する交付金事業、交付対象経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金事業を行う者（以下「事業実施主体」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該事業実施主体に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他

財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付金事業の着手)

第6条 事業実施主体は、交付金事業に着手する場合、原則として、前条の規定による交付金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により交付金の交付の決定前に着手を行う必要がある場合、事業実施主体は、別記第2号様式による交付金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 事業実施主体は、交付金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 交付金事業が予定の期間に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第3号様式による交付金遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。この場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。
- (4) 交付金事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 交付金事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 交付金事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県税の納税義務がない場合は別記第4号様式による申立書を第4条第1項に基づく交付申請時に提出すること。

(交付金事業の変更)

第8条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第5号様式による交付金変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表の経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。

(交付金事業の遂行状況報告)

第9条 事業実施主体は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第6号様式による交付金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、第11条の規定による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

(交付金事業の実績報告等)

第10条 事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、別記第7号様式による交付金実績報告書を、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、当該年度の3月31日までに別記第8号様式による交付金年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の交付金実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の交付金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の概算払)

第11条 事業実施主体は、交付金の概算払を受けようとするときには、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業実施主体がこの要綱の規定に違反し、又は交付金事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 事業実施主体が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。
- (3) 事業実施主体が交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 交付金事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 事業実施主体が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

(関係書類の保管)

第13条 事業実施主体は、交付金事業に係る帳簿及び関係書類を、当該交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、交付金事業により取得した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第11号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

2 事業実施主体(市町村に限る。)は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第12号様式による交付金調書を作成しておかなければならない。

(グリーン購入)

第14条 事業実施主体は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 交付金事業又は事業実施主体に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第4号及び第5号、第10条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

区 分	経費の区分	事業実施主体	交付率	交付上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金(推進事業)	1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出	・市町村 ・協議会	定額※ ※機械リースについては2分の1以内	1 市町村当たり年間 ア 10,000 千円 イ 有機農業実施計画策定の翌年度 8,000 千円※ ※過年度事業からの継続の場合は、これに加え 翌々年度 6,000 千円 アまたはイについて、消費地自治体との連携の取組を実施する場合は上限額にそれぞれ2,000千円を加えた金額とする ウ イの取組を開始した翌年度以降2年以内 10,000 千円 ※ ※有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けた取組への支援	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30パーセントを超える増減	1 事業の新設又は中止もしくは廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30パーセントを超える減 5 成果目標の変更

	<p>2 有機転換推進事業 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業</p>	<p>・市町村 ・協議会</p>	<p>定額</p>	<p>ア 2万円/10a以内 イ 交付申請者の要望額の1割以内</p>	<p>※無し</p>	
<p>2 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金(科学技術振興事業)</p>	<p>1 グリーンな栽培体系加速化事業 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成</p>	<p>・協議会 ・市町村 ・農業協同組合</p>	<p>ア 定額 イ 2分の1以内 ウ 定額</p>	<p>ア 1地区当たり年間 3,000千円※ ※有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合又は、環境負荷低減の取組のうち複数の取組を検討する場合は1地区当たり年間 3,600千円 イ 10,000千円 ウ 1地区当たり 300千円</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びウとイの経費の相互間における30パーセントを超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は中止もしくは廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30パーセントを超える減 5 成果目標の変更</p>

(注) 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。